

第204回宮城県都市計画審議会

参 考 資 料

- 議案第2387号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について…… 1
- 議案第2388号
亙理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について…… 4
- 議案第2389号
山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について…… 6

令和5年3月

宮城県都市計画審議会

仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について

宮城県は，仙塩広域都市計画区域において，昭和45年8月に，市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めており，その後7回の見直しを行っている。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」は，都市計画法第6条の2により都道府県が定めるもので，都市計画区域について定められる都市計画は，当該方針に即したものとしなければならない。

■ 仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の構成

1. 都市計画の目標
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針

■ 区域区分の方針

(2) 区域区分の方針

① 人口の規模

「宮城の将来ビジョン」における宮城県の将来人口見通しを基本とし，市街化区域及び市街化調整区域の過去の動向を踏まえ，将来における市街化区域のおおむねの人口を次のとおり推計する。

【市街化区域のおおむねの人口】

区 域	現 況	平成37年 (令和7年)	平成47年 (令和17年)
市街化区域人口	1,395千人	1,404千人	1,396千人

注1) 現況は平成27年値(国勢調査、都市計画基礎調査)

注2) 平成37年値は今後新たに市街化区域に編入することを予定する区域の人口を含む

② 産業の規模

「宮城の将来ビジョン」における「富県宮城」を実現するため，戦略的に支援することとしている高度電子機械産業、自動車関連産業、食品製造業の集積促進などを目標とし，本区域における将来の概ねの産業規模を次のとおり推計する。

【おおむねの産業規模】

区 分		現 況	平成37年 (令和7年)	平成47年 (令和17年)
生産 規模	製造品出荷額等	20,857億円	25,315億円	29,432億円
	小売販売額	15,144億円	13,397億円	12,104億円
	卸売販売額	66,874億円	58,041億円	53,749億円

注1) 製造品出荷額等、小売及び卸売販売額の現況は平成27年（行政区域）

注2) デフレーター補正により平成23年価格に補正

注3) 現況値の出典資料は、製造品出荷額等が工業統計調査、小売及び卸売販売額が経済センサス

※「仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（平成30年5月）」より抜粋

■ 区域区分を変更する場合の方針

「3. 主要な都市計画の決定の方針」に、計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針を定めており、「特定保留地区」と「一般保留地区」に区分している。

○ 特定保留地区

関係機関との一定の調整が完了し、事業を行う位置、目的及び規模が確定しており、事業の実施が確実になる等の条件を満たした段階で市街化区域へ編入する地区及び既存の市街化区域に連担し、東日本大震災復興特別区域法や地区計画等により、既に市街地が形成されている地区であって、「市街化区域編入予定地区」として位置づけている（全ての地区について、令和3年6月までに市街化区域へ編入済）。

○ 一般保留地区

事業を行う必要性とおおむねの位置が決まっている地区で、具体的な開発計画が確定する等の条件が満たされた段階で、関係機関との調整を行った上で市街化区域へ編入する地区であって、下記のとおり位置づけている。

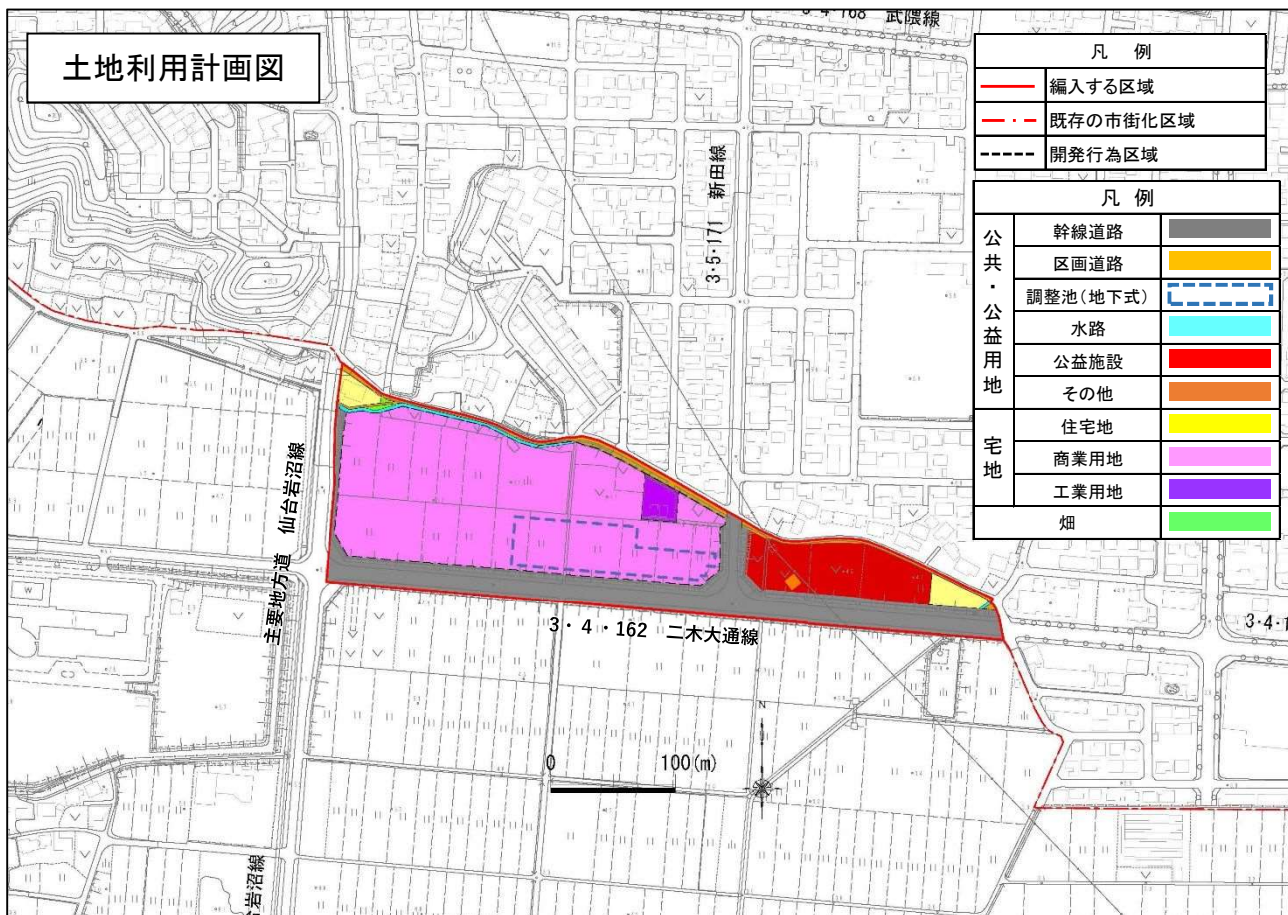
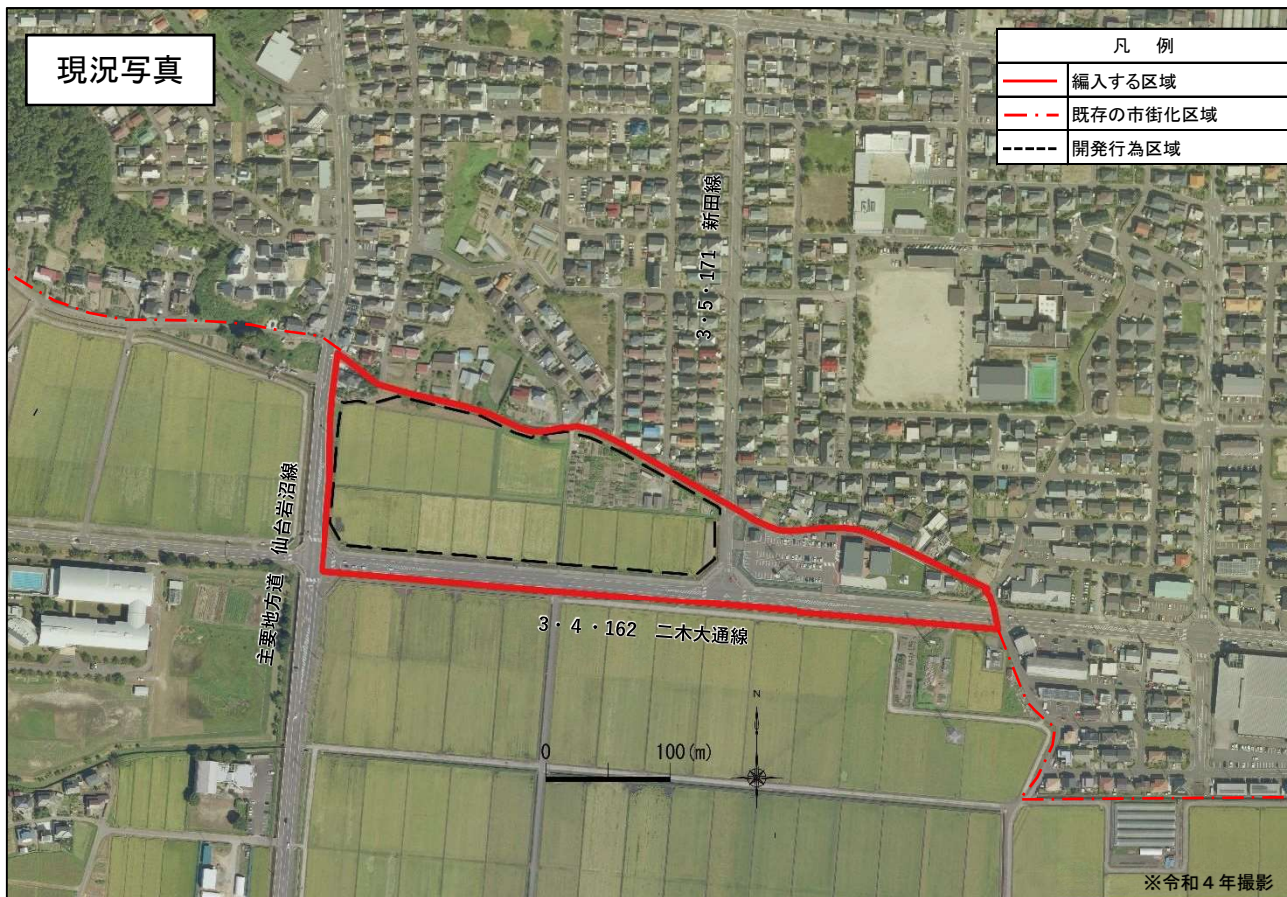
さらに、市町村の総合計画等に位置づけられ、環境保全上支障がない区域のうち、本方針の目標を達成するために必要となる開発計画区域については、次のとおりとする。

- ・仙台市、名取市、岩沼市、利府町の生活・交通利便性が高い地域においては、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業・業務・住宅地の形成を図るものとする。
- ・名取市、岩沼市、富谷市、松島町、利府町、大和町の高速道路インターチェンジ周辺については、幹線道路及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する“ものづくり産業”を支える産業地の形成を図るものとする。

今後、このような区域については、計画の進展を図りながら具体的な開発計画等が確定するなど市街化区域編入予定地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業、環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行う。

※「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成30年5月）」より抜粋

【岩沼市 内田地区】



亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）〈概要版〉表

はじめに（本文P1）

本県の南部に位置する亶理都市計画区域は、西に阿武隈高地、北に一級河川阿武隈川を有し、南は山元町に隣接している。本区域では、主として比較的平坦な海岸平野が広がり集落・田園地帯が分布しているとともに、内陸の阿武隈高地との間の丘陵・微高地に市街地が形成されている。

東日本大震災による甚大な被害があったが、復旧・復興事業等により新たな市街地形成が進んだ一方で、近年は人口減少・超高齢化の進展や自然災害の激甚化に対し、地域の活性化に向けた地域資源の活用や交流人口の増加等、地域の持続可能性を高めた安全・安心のまちづくりが求められている。

このような認識のもと、以下の4つをまちづくりの基本的考え方とし、整備、開発及び保全を推進する。

まちづくりの基本的考え方（本文P1）

- **人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり**
人口減少・超高齢社会が進む中でも、土地利用や生活サービス機能の適切な誘導・配置、インフラの長寿命化により、持続可能なまちづくりを進める。
- **災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり**
復興事業等により整備した市街地やインフラを、将来においても地域の骨格・拠点として維持し活用し続けていくとともに、被災時の経験等を活かし、より安全・安心なまちの実現に取り組む。
- **交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり**
人口減少が進む中、地域の活力を支えていくため交流人口の拡大がより一層必要となることから、ワーケーションやマイクツーリズム等新たな生活様式の動きを踏まえつつ、官民協働により特色ある地域づくりを進めていく。
- **「富県宮城」の実現を図るべく、地域経済の更なる成長に向けたまちづくり**
復興需要の収束が地域経済の失速につながらないよう、各種産業の活性化、6次産業化等、地域経済の成長に向けたまちづくりを進めていく。

都市計画の目標（本文P2,3）

- **目標年次** おおむね20年後の令和22年
都市施設等の主要な施設の整備については、おおむね10年後の令和12年

■都市計画区域の範囲及び規模

範囲	規模
行政区域の一部	7,000ha(行政区域7,360ha)

資料：令和2年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)、都市計画基礎調査

■おおむねの人口

区分	基準年	令和22年
都市計画区域内人口	33.1 千人	27.7 千人

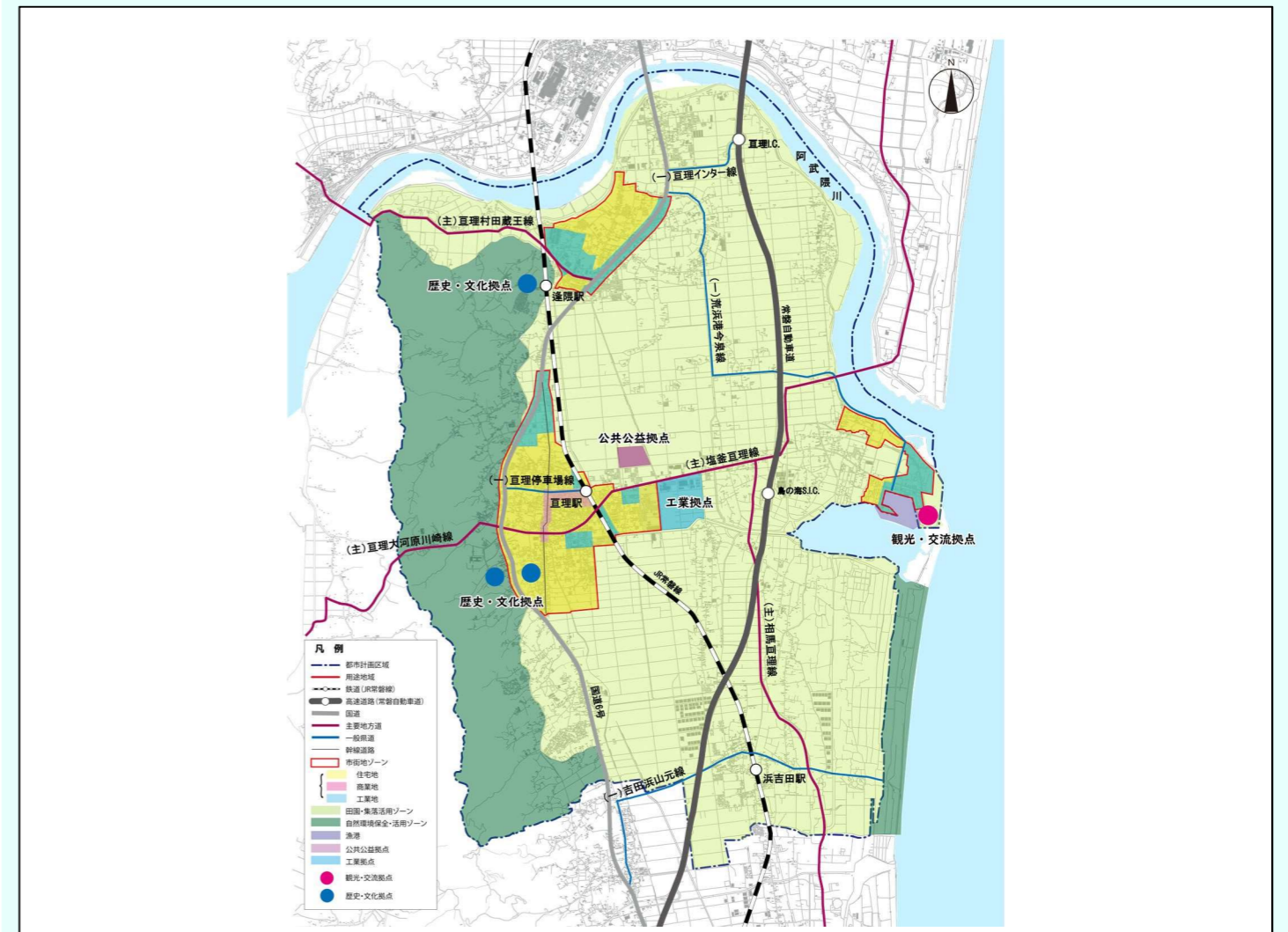
※1 基準年は令和2年

※2 都市計画区域内人口は国勢調査を基に抽出・集計(100人未満を四捨五入)

■都市づくりの基本方針及び将来像

《都市づくりの基本方針》
○災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり
○人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくり
○本区域の骨格を形成する道路ネットワークの強化と道路・交通体系の維持・充実
○豊かな自然環境に配慮し、水と緑に親しむ空間を町全体に確保・維持
《将来像》安心して住み続けられる安全なまちづくり

将来都市構造（本文P3～6）



	拠点名等	方針
拠点	公共公益拠点	○町の公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるように、関連する町役場やその他の公共サービス施設の集積を図る。
	観光・交流拠点	○鳥の海周辺一帯は、水産資源やマリンスポーツ等の観光資源を有していることから、わたり温泉鳥の海を拠点と位置づけ、公園緑地やサイクリングコース等の整備を図り、観光拠点化を推進する。
	歴史・文化拠点	○歴史に親しむ教育・観光交流拠点となるように適切な基盤整備を行うとともに、歴史的資源を活かす景観形成を推進する。
	工業拠点	○団地周辺の交通環境の整備、新規工業・流通系市街地の形成により、一層の産業機能の強化を図る。
交通連携軸	鉄道軸	○圏域間及び都市間における交流を促進する主要な公共交通軸として、利用の促進を図る。 ○亶理駅、逢隈駅は、駅周辺エリアの市街地と連携し、交通結節点の機能と利便性の強化を図る。 ○浜吉田駅は、災害公営住宅や既存住宅地の交通結節点としての機能と利便性の強化を図る。
	幹線道路軸	○都市間の連携や各拠点を結び一体的な生活圏を形成するための広域的な交流を支える軸として、役割に応じたネットワークとなるよう整備、保全を図る。
	広域連携軸	○亶理町の骨格をなす重要な軸として、地区の利便性・安全性の確保や亶理I.C.周辺における沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。
	都市間連携軸	○町の各拠点から各都市間のネットワークの強化を図る。
	地域間連携軸	○各拠点間のネットワークの強化を図る。
土地利用ゾーニング	市街地ゾーン	○亶理駅周辺、逢隈駅周辺、荒浜地区の既成市街地について、都市基盤の整備、維持により、土地利用の増進を図り、各地区の個性や資源を活かしたコンパクトな市街地の形成を進める。 ○定住人口の受け皿としての新規住宅地の提供を図る。
	田園・集落活用ゾーン	○優良農地の営農環境の維持・再生を図る。 ○既存住宅地は、都市的基盤の整備と防災性の向上と周辺の良い田園環境との共生を図る。
	自然環境保全・活用ゾーン	○環境保全に留意し、森林資源の保全及び有効活用に努め、観光・交流の場の整備を促進する。

主要な都市計画の決定の方針（本文P8～12）

■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（本文P8,9）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □既存・新規市街地への行政・商業等の都市機能の集積による、コンパクトなまちづくりの推進 □既存市街地と新規市街地とのスムーズな連携を推進し、両市街地が一体となった市街地の形成 □役場庁舎周辺の新規市街地等、都市的土地利用が進んでいる地域における、適切な土地利用の誘導 □災害危険区域等の区域は、各法令の規制内容に応じて開発を抑制
-------------	---

- i 商業地**
 - 国道6号及び(主)塩釜亶理線の沿道は、幹線沿道の商業業務地として小売業、飲食店、業務施設の集積を図る。
 - 荒浜漁港周辺等は、水産業や観光・レクリエーション機能を活かした拠点形成を推進する。
- ii 工業地及び流通業務地**
 - 国道6号、(主)塩釜亶理線、常磐自動車道亶理I.C.や鳥の海S.I.C.等の交通条件を活かして産業の集積に努めるとともに、周囲の環境の維持・保全に配慮する。
 - 工業地の周辺には緩衝緑地を確保に努める。
- iii 住宅地**
 - 既存市街地の亶理駅周辺、逢隈駅周辺を中心に人口の集積に努めることにより、コンパクトなまちづくりを進める
 - オープンスペースの確保、道路等の公共施設の整備を進め、居住環境及び防災性の向上を図る。
 - 荒浜地区は、漁港周辺等の拠点と連携し、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努める。
- iv その他の土地利用の方針**
 - 圃場整備が行われた農地等の優良農地は、農業振興地域制度との整合を図りつつ、保全を基本とする。
 - 災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険性の高い地域において、各法令の法規制内容に応じて開発を抑制する。
 - 沿岸部・丘陵部の自然豊かな環境を有する地域では、自然環境の維持・保全を図るため、既存集落を除き開発を抑制する。
 - 用途地域以外の地域でも、国道6号沿いや平野部の農地内に集落が点在しており、これら地域では集落維持に必要な住宅の立地を許容する。特に浜吉田駅周辺では、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努めるとともに、町域南部の拠点として機能集積を図る。

■都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（本文P9,10）

1) 交通施設

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □本区域の骨格を形成する道路ネットワーク及びJR常磐線を含めた総合的な交通ネットワークの活用 □少子高齢化の進展に対応した、デマンド型交通等の公共交通ネットワークの維持・充実
-------------	--

○本区域の骨格を形成する常磐自動車道、国道6号、(主)塩釜亶理線等を位置付ける。

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	整備区間等	事業主体
補助幹線道路	3・4・3南町鹿島線	油田～堀ノ内	亶理町

2) 下水道

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □効率的な汚水処理施設整備の推進 □内水対策として雨水管整備の推進
-------------	--

○汚水は、公共下水道事業計画に基づき、効率的な汚水処理施設の整備を図る。

○耐用年数が経過した施設については、改築・更新や施設の耐震化等を図る。

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称
下水道	亶理町流域関連公共下水道

■自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針（本文P10,11）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸等の保全 □整備された公園・緑地の保全・活用、住民参加による維持管理の促進 □市街地を中心に、緑や景観に配慮した居心地がよく歩きたくなるまちづくり
-------------	---

- i 環境保全系統**
 - 海岸線、丘陵地、阿武隈川及び水辺空間の保全を図る。
 - 日常生活に身近な自然的環境となる公園・緑地の維持・再生を行う。
 - 公共施設用地等の緑化の充実を図る。
- ii レクリエーション系統**
 - 公園・緑地の整備・維持管理に努める。
 - 魅力的な資源である海を活かしたレクリエーション拠点の整備を推進する。
- iii 防災系統**
 - 東日本大震災後に整備された防災公園や海岸防災林・保安林等は、維持管理・周知の充実、避難訓練等への活用を進める。
 - 自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全する。
- iv 景観構成系統**
 - 丘陵地の山林や市街地内の街路樹等を整備・保全するとともに、景観の維持を図る。
- v 歴史文化系統**
 - 史跡三十三間堂官衙遺跡や亶理領主伊達氏歴代墓所等の歴史観光資源を保存・活用する。
 - 史跡の環境整備に努める。

■防災に関する都市計画の決定の方針（本文P11,12）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □整備された防御施設、高盛土道路等の多重防御や避難路の活用 □東日本大震災の被害の実情と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成 □台風や豪雨時における迅速な避難情報発令 □土地の災害履歴、災害危険区域等の各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化
-------------	--

- i 広域避難・緊急輸送ネットワークの維持・活用方針**
 - 常磐自動車道や国道6号等の広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの維持・活用を図る。
- ii 避難路・避難場所**
 - 指定避難所や避難路は、人口規模や土地利用の動向、地形特性、想定される災害の種類に応じて求められる規模や設備も変化することから、配置や機能について定期的な見直しを図る。
- iii その他の大規模災害に対する方針**
 - 大規模災害に対して、迅速な避難情報発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。
 - 昨今のゲリラ豪雨では、従前よりも浸水被害が拡大する傾向にあることから、これまでの「ながす」施設のみの整備だけでなく、水田への降雨を一時的に貯留する「田んぼダム」の取り組み等の「ためる」機能、雨量データの把握や避難訓練等の「そなえる」機能を充実させた、総合的な治水対策を図る。
 - 大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化等を図る。

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）＜概要版＞表

はじめに（本文P1）

本県の最南東部に位置する山元都市計画区域は、東は太平洋に面し、西は阿武隈高地が南北に連なって丸森町・角田市に接し、南は福島県新地町、北は亘理町と接している。地形は阿武隈高地から連なる丘陵地と海岸平野に大別され、均一的な地形が連続する間に市街地が形成されている。

本区域では、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波の被害からの復興事業等により新たな市街地が形成された一方で、近年は人口減少や高齢化が進み、地域の活性化に向けた地域資源の活用や交流人口の拡大、激甚化する自然災害に対する安全安心なまちづくりが求められている。

このような認識のもと、以下の4つをまちづくりの基本的考え方とし、整備、開発及び保全を推進する。

まちづくりの基本的考え方（本文P1）

- **人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり**
人口減少・超高齢化が懸念される中でも、生活の利便性を維持するため土地の有効活用を図るとともに、インフラの長寿命化を推進することにより、持続可能なまちづくりを進める。
- **災害の教訓を活かした、安全・安心に暮らせるまちづくり**
震災復興事業により整備された新市街地を将来においても地域の骨格・拠点として維持し続けるとともに、災害時の経験を活かした、安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組む。
- **交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり**
人口減少が進む今後を見据え、地域の活力を支えていくため交流人口の拡大は必須であり、新たな生活様式の動向を踏まえつつ、官民協働による特色ある地域づくりを進める。
- **「富県宮城」の実現を図るべく、地域経済の更なる成長に向けたまちづくり**
復興需要の収束が地域経済の失速につながらないよう、各種産業の活性化、6次産業化等、地域経済の成長に向けたまちづくりを進めていく。

都市計画の目標（本文P2,3）

- **目標年次** おおむね20年後の令和22年
都市施設等の主要な施設の整備については、おおむね10年後の令和12年

都市計画区域の範囲及び規模

範囲	規模
行政区域の全域	6,458ha

資料：令和2年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

おおむねの人口

区分	基準年	令和22年
都市計画区域内人口	12.0 千人	8.7千人

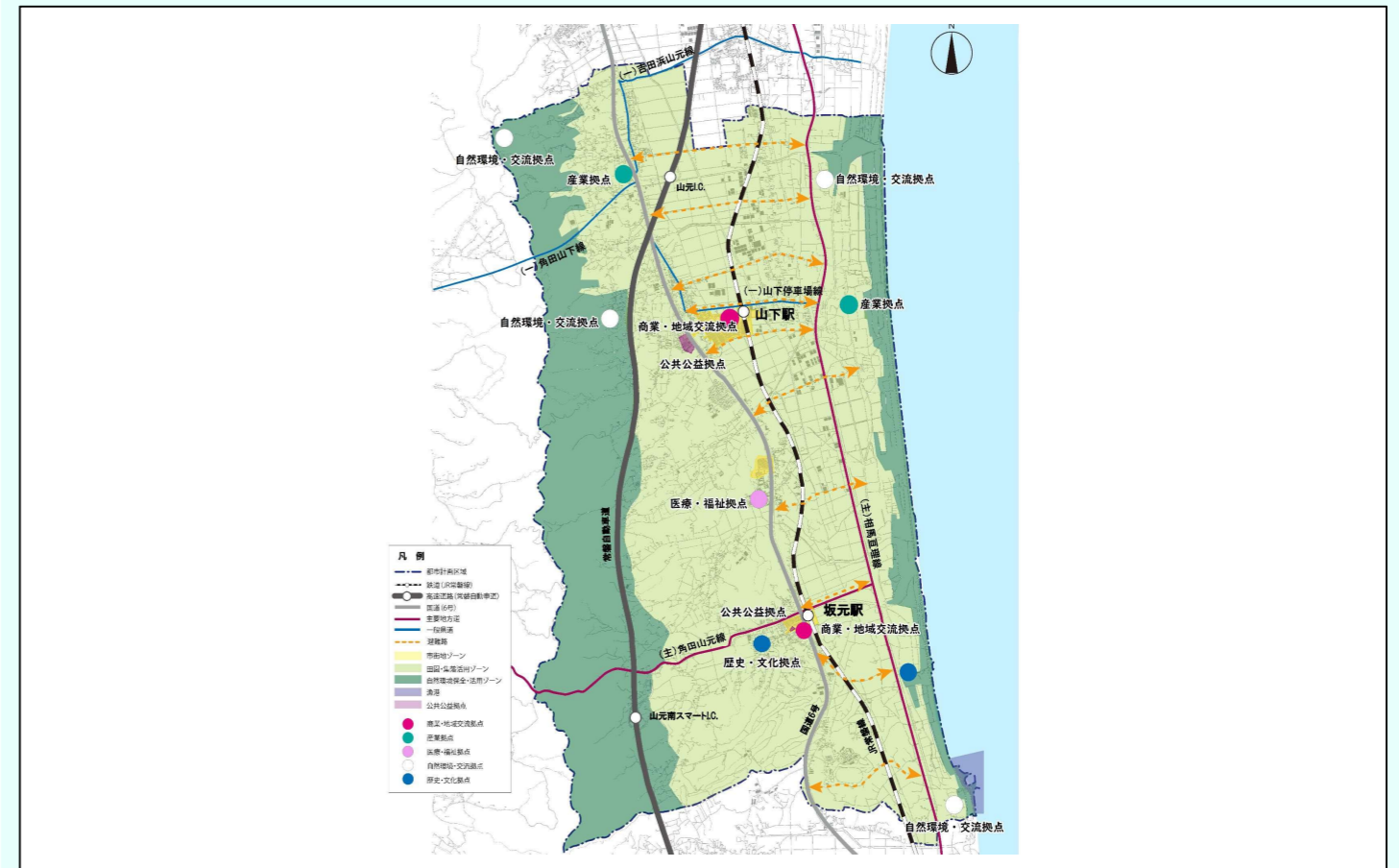
※1 基準年は令和2年

※2 都市計画区域内人口は国勢調査を基に抽出・集計（100人未満を四捨五入）

都市づくりの基本方針及び将来像

<p>《都市づくりの基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の教訓を活かした、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり ○交流人口の拡大につながる道路ネットワークの強化と道路・交通体系の形成・活用による特色ある地域づくり ○人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくり ○緑豊かな景観を後世に継承するための、協働による保全と自然活用
<p>《将来像》安心・快適なつながりを大切にするまちづくり</p>

将来都市構造（本文P3～6）



拠点名等		方針
拠点	公共公益拠点	○公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるよう、役場庁舎や支所、公民館等を適切に活用していく。
	商業・地域交流拠点	○駅周辺は防災拠点、商業施設等を核とし、交流拠点として誘導を図る。
	医療福祉拠点	○医療・福祉の中心として高齢者が安心して暮らせる環境づくりを図る。
	産業拠点	○山元I.C.周辺は交通利便性に優れた立地性を活かし、企業誘致を図る。 ○被災した農地の再生と整序化を行うとともに、農業関連等の企業誘致を図る。
	自然環境・交流拠点	○深山緑地環境保全地域を保全し、広域的なレクリエーション施設として活用を図る。
交通連携軸	歴史・文化拠点	○養首城址や指定文化財「茶室」等、貴重な歴史文化遺産を保護し、文化伝統芸能等との複合的な活用を図る。 ○津波による甚大な被害や避難の状況等を後世に伝承し、東日本大震災の風化防止と防災意識の向上を目的とした震災遺構を保存・活用する。
	鉄道軸	○圏域間及び都市間における交流を促進する主要な公共交通軸として、利用の促進を図る。 ○鉄道駅においては、新駅周辺エリアの市街地と連携し、交通結節点としての機能の強化と利便性を図る。
	広域連携軸	○亘理・山元地区の骨格をなす重要な軸として、地区の利便性・安全性の確保のため、I.C.周辺や沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。
	都市間連携軸	○町の中心的拠点から各都市間のネットワークの強化を図る。
土地利用	地域間連携軸	○各拠点の地域間のネットワークの構築を図る。
	市街地ゾーン	○震災後に整備された新市街地を中心に、コンパクトで質の高い住宅地の形成を図る。
	田園・集落共生ゾーン	○役場・支所・病院を中心に新市街地に隣接する地区は、新市街地と一体となる集約型の市街地を形成し、公益施設や生活利便施設の集約を図り、人口維持を図る。 ○既存農村集落は、都市的基盤の整備による防災性の向上及び良好な田園環境との共生を図る。 ○体験農業や観光農業による農業の再生と農産物のブランド化等による発信強化を図り、優良農地の営農環境の維持・再生を図る。
	自然環境保全・活用ゾーン	○仙台湾海浜県自然環境保全区域に指定されている海浜地は、防潮堤、海岸防災林等の再生により津波被害の減災を図る。 ○西部の山林ゾーンは豊かな自然環境が保全されており、今後も引き続き、景観的、防災的にも適切な保全を図る。 ○被災した市街地や農地の再整備を図り、農業の再生や産業・交流用地としての整備を推進する。

主要な都市計画の決定の方針（本文P8～11）

■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（本文 P8,9）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □新たに整備された市街地と既存市街地の居住環境の保全を図るため、適切な土地利用の誘導 □土砂災害警戒区域等の法指定区域を中心とし、各法令の規制内容に応じて開発を抑制 □津波防災区域における企業誘致と居住の用に供する建築物等の規制による、町民等の安全確保
-------------	--

i 商業地

- 既存・新規の商業施設が集積する地域は、周辺環境との調和を図りつつ、商業地としての魅力向上に取り組む。

ii 工業地及び流通業務地

- 工場・流通施設の集積する地域は、交通利便性を活かした更なる企業誘致を図るとともに、住宅・農地等との混在回避や敷地周辺への緩衝緑地の確保により、環境悪化を防ぐ。

iii 住宅地

- 既存集落・新規市街地は、住宅需要に即した住宅地の供給を図るとともに、地区計画等により他用途との混在を防ぐ等、良好な住環境の維持形成を図る。

iv その他の土地利用の方針

- 集团的優良農地や圃場整備が行われた農地等の優良農地は、農業振興地域制度との整合を図りつつ、保全を基本とし無秩序な開発の抑制を図る。
- 災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険性の高い地域において、各法令の法規制内容に応じて開発を抑制する。
- 沿岸部・丘陵部の自然豊かな環境の維持保全を図るため、景観にも配慮し無秩序な開発を抑制する。

■都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（本文P9）

1) 交通施設

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道等の本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、J R常磐線を含めた総合的な交通ネットワークを活用する。
-------------	--

- 少子高齢化に対応した町民バス、デマンド型交通等の公共交通ネットワークの形成・活用に努める。

2) 下水道

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □耐用年数が経過した施設の改築や耐震化、長寿命化の推進 □水害対策としての雨水処理施設の検討
-------------	---

- 汚水は、被災した地域の移転先として新たに整備された市街地の周囲等について、土地の開発動向を踏まえて整備を進めていく。
- 雨水については、近年増加している水害対策としても重要であることから、整備について検討する。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称
下水道	山元町特定環境保全公共下水道

■自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針（本文P10）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸等の保全 □整備された公園・緑地の保全・活用、住民参加による維持管理の促進 □市街地を中心に、緑や景観に配慮した居心地がよく歩きたくなるまちづくり
-------------	---

i 環境保全系統

- 海岸線、丘陵地、阿武隈川及び水辺空間の保全を図る。
- 日常生活に身近な自然的環境となる公園・緑地の維持・再生を行う。
- 公共施設用地等の緑化の充実を図る。

ii レクリエーション系統

- その他交流施設を含めて、施設単体の維持・活用を行う。
- 施設間のネットワーク強化を図り、施設および周辺地域の魅力向上につなげる。

iii 防災系統

- 東日本大震災後に整備された防災公園や海岸防災林等は、維持管理や周知の充実、避難訓練等への活用を進める。
- 自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか本区域に分布する緑地を保全する。

iv 景観構成系統

- 丘陵地の山林や市街地内の街路樹等を整備・保全し、地区計画等による建築物等の誘導とあわせて、良好な市街地景観の形成を図る。
- 郷土景観を構成する海辺等の緑地を再生・保存する。

v 歴史的環境の保全

- 県南唯一の震災遺構である中浜小学校を核とし、東日本大震災の教訓を後世に伝え、震災の風化防止と防災意識の向上を図る。
- 東日本大震災の復興事業に伴い発見された線刻壁画の活用のほか、指定文化財「茶室」等の町の文化資源について、保存・活用を図る。

■防災に関する都市計画の決定の方針（本文P11）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □防御施設、高盛土道路等による多重防御や避難路の活用による、災害に強く安全な都市構造への転換を進める □迅速な避難情報発令、土地の災害履歴の整理・確認、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化等、防災・減災の取組に努める □市街地における洪水浸水想定区域内の対策工の検討推進、及び住民への災害リスク及び避難方法等の積極的な周知
-------------	--

i 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置づけられている山下駅周辺地区、坂元駅周辺地区について、津波が発生した場合でも都市機能が確保されるよう、市街地の維持・形成を図り、適切な避難誘導等の周知を行う。

ii 広域避難・緊急輸送ネットワーク

- 常磐自動車道や国道6号等の広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

iii 避難路・避難場所

- 災害時にスムーズな利用が可能となるよう避難路への円滑な誘導を目的とした積極的な訓練や周知を進める。

iv その他の防災機能

- 内水害被害等に対する対策工の整備や、ソフト対策を促進する。
- 「田んぼダム」等の「ための」機能や避難訓練等の「そなえる」機能を充実させ、総合的な治水対策を図る。
- 大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行う。